

「救命講習会の中止について」

全国的に新型コロナウイルス感染者が急激に増加しており、滋賀県において、令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで「緊急事態宣言」が適用されることになりました。

当消防本部では皆様の安全を第一に考え、感染リスク軽減のため、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中（期間が延長された場合はその期限まで）救命講習会を中止することとしました。

大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

今後の開催は、感染状況を見て判断し、ホームページにてお知らせ致します。